

『下関水産振興協会議事録』から見る

戦後の水産都市下関の実態

—経済民主化と公職追放に着目して—

The Reality of Shimonoseki, a Post-War Fishing City, as Seen from the "Minutes of the Shimonoseki Fisheries Promotion Association Meetings" —Focusing on Economic Democratization and the Purge of Public Officials—

岸本 充弘¹

Mitsuhiro KISHIMOTO¹

¹ 下関市立大学経済学部

Faculty of Economics, Shimonoseki City University

要旨

水産都市下関の発展を支えてきた下関水産振興協会より、2016（平成 28）年に下関市立大学が寄贈を受けた資料のうち、『下関水産振興協会議事録』に記載されている事項を読み解きながら、議事録から見えてくる戦後の水産都市下関の実態と、その背景にある日本国内の水産政策や水産業の実情について段階的に検証した。そこには、戦後の経済民主化に向けた公職追放が下関水産振興協会にも大きな影響を与えたことを読み取ることができる。

キーワード：下関水産振興協会、下関漁港、戦後の水産業、公職追放

1. はじめに

(1) 研究の目的と背景

戦後から水産都市下関の発展を支えてきた下関水産振興協会（以下「協会」）より、2016（平成 28）年に下関市立大学が多く協会所蔵資料の寄贈を受けた^{注 1)}。そのうち、協会が任意団体組織であった 1946（昭和 21）年 12 月 11 日開催の役員会議議事録から 1947（昭

注 1) 寄贈資料計 53 点の内訳は、議事録綴 44 冊、水産会館建物図面 6 冊、その他資料 3 冊。

和 22) 年 6 月 13 日開催の役員会議議事録について、『下関水産振興協会議事録』に見る戦後の水産都市下関の実態について①」で、戦後の水産都市下関の実態とその背景にある国内の水産政策等の一部について検証を行った(岸本充弘, 2024, pp. 56-66)。具体的には、戦後の下関市での水産業復興に向け、1946(昭和 21)年 5 月に任意団体として協会を創立した経緯や、1947(昭和 22)年 2 月に任意団体組織から社団法人組織に改編した経緯、漁業用資材の不足や、下関漁港内の沈没船が多数放置されている状況等の記述があり、戦後の水産都市下関を取り巻く状況の厳しさと混乱していた状況が判明した。また、協会の事業として漁業無線局の経営や、水産会館の建設運営等幅広い事業を担っていたこと等も資料から読み取ることができた。近年、水産資源の減少等により水産業を取り巻く状況が厳しさを増している中、各種振興策に取り組んでいる水産都市下関にとって、水産都市形成やその背景等に係る歴史的検証は、過去の教訓に学び将来にわたり持続的水産業を目指す都市として非常に重要であると考えられる。

本稿では、『下関水産振興協会議事録』に見る戦後の水産都市下関の実態について①」で最後に検証した 1947(昭和 22)年 6 月 13 日の役員会に続き、1947(昭和 22)年 8 月 18 日開催の役員会議事録から、1947(昭和 22)年 11 月 29 日開催の臨時役員会議事録に記載されていることを読み解きながら、戦後の水産都市下関の状況と、その背景に見えてくる我が国の水産業の実態、水産政策等について検証することを目的としている。本稿ではその中でも特に、戦後の GHQ による経済民主化に向けての水産関連企業役員者への公職追放と、それに伴う協会への影響に係る部分に焦点を当て検証することを試みた。

(2) 先行研究と研究の手法

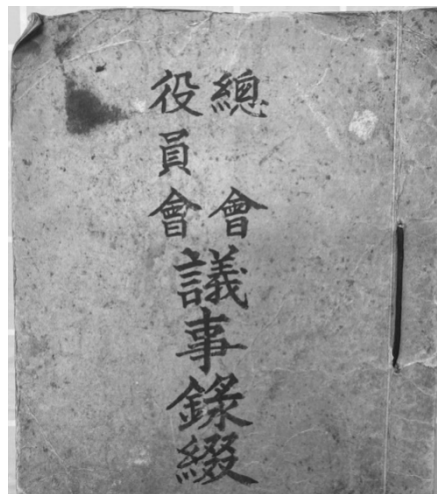
本稿での研究手法は、『下関水産振興協会議事録』に見る戦後の水産都市下関の実態について①」で、戦後の水産都市下関の実態とその背景にある国内の水産政策の一部を検証した(岸本充弘, 2024, pp. 56-66)手法と同様に、先ず 1 次資料である総会・役員会議事録の記載の中から、下関市及び山口県、日本国内における水産業を取り巻く国内外の情勢、背景等と特につながりのある部分を中心に、抽出する作業を進めることとした。その中でも特に、1947(昭和 22)年 8 月 18 日開催の役員会議事録から、1947(昭和 22)年 11 月 29 日開催の臨時役員会議事録に記載のあった、大洋漁業社長で下関水産振興協会会長であった中部兼市と同社専務で同協会伊東猪六理事の協会役員辞任に係る部分について焦点を当て、その背景にあった公職追放の状況と協会への影響等について検証することとした。先行研究に関しては、戦後の水産関係企業等の公職追放そのものに焦点を当てた紀要等が見当たらないため、協会議事録に記載されている事項を改めて確認しながら、公職追放等について記載のある「敗戦後における水産業統制と中央水産業会の「現地金融」一東京支所を中心に一」(植田欣次, 2025, pp. 1-36)、『戦後日本経済史』(内野達郎, 1978, pp. 33-39)、『大洋漁業 80 年史』(大洋漁業, 1960, pp. 296-297)、『日本水産 100 年史』(日本水産, 2011, pp. 178-194)、『大洋漁業捕鯨事業の歴史』(徳山宣也, 1992, pp. 255-259)、『水産庁 50 年史』(『水産庁 50 年史』刊行委員会, 1998, p. 61)で、具体的な記述と議事録の関連する部分を繋ぎ合わせ、当時の水産都市下関における実態と、その背景にある水産業の全体像を明らかにしていく手法で、検証を試みることにする。なお、本文中における 1 次資

料記載部分については、資料価値を担保するため、議事録に記載されている旧字体等は可能な限りそのまま使用することとし、解説等の部分についてはわかりやすいよう口語体を使用している。

2. 総会役員会議事録に記されているもの

協会総会役員会議事録綴 1 冊目 (写真 1) の^{注 2)}、『下関水産振興協会議事録』に見る戦後の水産都市下関の実態について①」で検証した後の 1947 (昭和 22) 年 8 月 18 日開催の役員会議事録には「一、昭和二十二年八月十八日市内大和町大和食堂ニ役員會ヲ招集ス」とあり、「一、出席役員左ノ如シ 會長 中部兼市、副會長 細川良平、七田末吉、坂本實 (代) 常務理事 山本操 理事 市河元治、岡太平、野上熊吉 (代)、江熊哲翁 (代)、山下幸夫 (代)、井川克己、那須秀雄、伊東猪六、金村正己 (中略) 一、會議ニ附シタル事項左ノ如シ (中略) 議案第二號 役員辞任ノ件」とある。この議案第二号に関する議事録の記録には「細川議長ヨリ議案ヲ朗読シタル後 會長中部兼市、理事伊東猪六両氏ヨリ本日役員辞任致シ度イ旨ノ表明ガアッタガ之ガ前後措置ニ付協議シ度シト提出理由ヲ説明ス 中部會長ヨリ辞任ノ辞ヲ述べ意見交換ニ入ル 金村議員財界 A 項該當ガ公職追放ニ該當スルノデナケレバ両氏共下関水産界ニハ極メテ重要ナ人物デアルカラ協會ノ定款ヲ変更スルナリ或ハ定款ハ其俣トシテモ大乘的見地ヨリ留任ヲ希望スル 那須、市河議員 我々兩名ハ大洋会社トシテ追放セラレタノデ協會トハ此ノ点ニ付テハ何モ支障ハナイガ会社ヲ追放セラレタノデ差当リ水産業者デナクナリ協會ノ定款ニ抵触スルコトトナッタ 将来何レ水産業者トシテ再起スル意外ニハナク是非ソウシタイト考ヘテ居ルガ差當リ協會ノ立前ニ不合スル立場トナッタ關係上辞任スルコトトシタノデアル此ノ点ニ付キ歩ミ寄りガ可能カ否カハ各位ノ御取計ヒニ俟ツノミデアル 井川議員 辞任ノ保留スル意見ガ多イガ本役員會デ決定出来兼ネル本案ノ性質ヲ鑑ミ之ハ一應撤創回シテハ如何 細川議長 遽カノコトトテ両氏ノ辞任届ハ一應事務局ニ於テ預ルコトトシ善後措置ニ付テハ充分講究スルコトガ適當デハナイカト思フノデ左様致シタイガ如何 全議員之ニ賛成ノ意ヲ表シ辞任届ノ受理ハ一應保留スルコトニ決議ス」とある。この議事録では、協会の中部兼市会長と伊東猪六理事が協会役員を辞任するとの表明があったことに対し、各議員より大洋漁業の役員としての公職追放と、協会の役員辞任との定款における整合性等について各種意見が出され、辞任を保留する意見が多いこと等から一旦辞任届を事務局で預かることとし、受理を保留とする決議がなされたとの記述がある。

続く 1947 (昭和 22) 年 11 月 14 日開催の臨時役員会議事録には「一、昭和二十二年十一月十四日市内大和町大和食堂ニ臨時役員會ヲ招集ス」とあり、「一、出席役員左ノ如シ 副

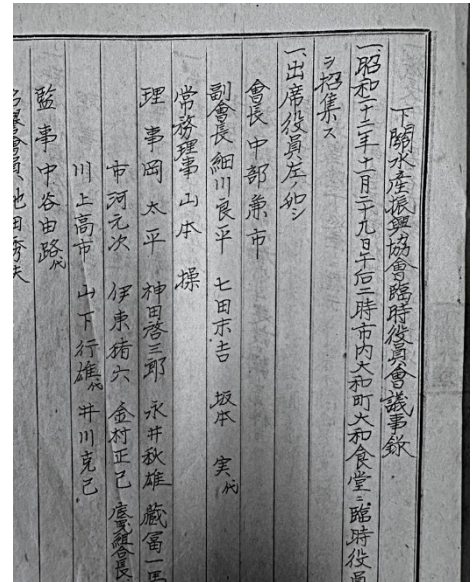


出典：2024 年 6 月 10 日筆者撮影
写真 1 『議事録綴』

注 2) 1946 (昭和 21) 年 12 月 11 日開催の役員會議から 1949 (昭和 24) 年 8 月 30 日開催の役員會議議事録の約 3 年間分の議事録が綴られている。

會長 細川良平、七田末吉（代）、坂本実（代）常務理事 山本操 理事 岡太平、野上熊吉、井川克己、永井秋雄、金村正己、川上高市、伊東猪六、有吉京吉（代）（略）一、細川議長議案上提ニ先立チ 曩ニ財界追放該當者トシテ大洋漁業株式會社長離任ト共ニ會員資格喪失ニ依リ辞任セラレタ中部前會長ヲ引續キ會長ニ推戴スベク豫ネテ役員會並ニ總會ノ決議ヲ以テ同氏ヲ名譽會員ニ選任スルト共ニ會長受諾方懇請中ノ處此ノ程受諾ノ回答ニ接シタノデ今後ハ再ビ 會長 中部兼市氏ヲ推戴シー致協力シテ一段ト會務ノ改善推進ニ努力シ度イト會長推戴ノ経緯並ニ受諾回答アリタル旨ヲ報告シ全員之ヲ嚔承セリ」とある。財界追放該當者として大洋漁業社社長を離任し、會員資格を喪失した中部兼市氏を、協会役員会や總會の決議をもって協会の名譽會員に選任し、今後再び會長へ推すことについて本人が了解するとの回答を得たことが記載されている。

その後、1947（昭和 22）年 11 月 29 日開催の臨時役員會議事録（写真 2）には「一、昭和二十二年十一月二十九日午後二時市内大和町大和食堂ニ臨時役員會ヲ召集ス」とあり、「一、出席役員左ノ如シ 會長 中部兼市、副會長 細川良平、七田末吉、坂本 実、常務理事 山本 操、理事 岡 太平、神田啓三郎、永井秋雄、藏富一馬、市河元次、伊東猪六、金村正己、底曳組合長代川上高市、山下行雄、井川克己



石川寛三 一、會議ニ附シタル事項左ノ如シ 議案 第一號 下関水産ホーム建設ニ関スル件 報告事項（一）天皇陛下巡幸ニ就テ（二）中部會長就任挨拶」とある。水産ホーム建設ニ就テハ昨年十一月計画シテ延々トナツテ資金調整關係ハ復興金融公庫ヨリノ借入ハ不能トナリタル為メ自己資金ヲ以テ計画スルコトニナツタ資金調整ハ十月二十四日ニ建築許可ハ十月二十三日トナツテキル事ハ先日水産懇談會デモ申上ゲタ通りデアル（以下略）」との発言の後、石川氏が「計画當初ヨリ延々トナリ七ヵ月ヲ経過シタ關係上資材關係ノ凶ガ何倍カニ値上ガリシタ總體的ニハ當初ノ豫算ヨリモ六四二萬圓ノ増額トナルガ之デハ増額ガ余リ多過ギルノデ大林組ノ手持チ資材ヲ使用シテ以下ノ資材ヲ以テ出来ルダケ廉價ニテヤリタイト思フガ最小限ニ見積ツタトシテモ一四〇〇萬圓ハカカル之ヲ以テ坪単価トシテハ非常ニ安イモノト思フ（以下略）」との発言に続き、山本常務理事が「資金調整デノ（中略）大洋、日魯、日水ハ制限會社トナッタノデ仲々六ヶ敷イノデハナイカト思フ（以下略）」と発言している。また、中部會長就任挨拶で「將來水産ノ皆様ト共ニ生キル意味デ不肖皆様ノ御要望ニヨリマシテ再ビ會長ニ就任致シマシタ何卒今後共宜敷ク御願ヒ致シマス」との記述がある。水産ホーム建設について復興金融公庫からの資金調整が不能となったため、自己資金により計画することになったことが記載されている。しかし資材等の高騰により建設費が増額となり、大林組の手持資材等をやりくりしながらできるだけ低く抑えようとしているが、資金を当て

出典：2026年2月17日筆者撮影ト
写真2 『昭和二十二年十一月二十九日臨時役員會議事録』

注 3) 水産ホームは後の下関水産會館と推察される（岸本充弘，2024，p.62）。

にしていた大洋漁業、日水等が制限会社^{注 4)} となったため、資金調達が難しいとの発言もある。

3. 議事録を通して見えてくるもの

1947（昭和 22）年 8 月 18 日開催の役員会議事録には、協会の中部兼市会長と伊東猪六理事の協会役員の辞任表明についての記載がある。当時の協会会長であった中部兼市と理事であった伊東猪六は、戦後の公職追放により大洋漁業を一旦辞任しており、そのことは『大洋漁業 80 年史』に「1947（昭和 22）年 8 月中部兼市社長、中部謙吉、中部悦良両副社長、伊東猪六専務ら公職追放に該当 18 日、中部謙吉を除き 3 氏辞任」とある（大洋漁業、1960、p.296）。また『大洋漁業捕鯨事業の歴史』にも

戦後の経済民主化政策と表裏の形で行われた公職追放は、大洋はじめ日水、日魯、日冷などの大手水産会社にも及んだ。大洋では、昭和 22 年 1 月 7 日、社長の中部兼市をはじめとして、副社長中部謙吉、中部悦良、専務伊東猪六、取締役松浦嘉男、交野盛賢の 6 名がこれに該当し、大洋におけるそれぞれの役職を辞任した。

とある（徳山宜也、1992、p.255）。大洋漁業の中部兼市社長と伊東猪六専務は公職追放により大洋漁業を辞任したことで、協会の定款第三章会員第五条第一項の普通会员の資格である漁業及び鮮魚運搬業を営む個人及び法人会員を失い、定款に抵触することにより辞任することを表明するに至ったと推察される。一方で、水産業者としていずれ再起することも考えていることもあり、協会役員会議で辞任届は一旦事務局預かりとし、辞任は保留扱いとなったものと思われる。しかしながら徳山によれば、

大洋は直ちに全社をあげて追放免除の訴願運動を展開した。（中略）ただ、中部謙吉だけは南氷洋捕鯨の企画推進者であったことから、捕鯨船団の出航する 11 月 20 日まで追放延期という異例の措置がとられることになった。こうして見ると、GHQ が南氷洋捕鯨をいかに重要視していたかが理解されよう。

との記載がある（徳山宜也、1992、p.255）。また大洋漁業と同様に『日本水産百年史』には、

ポツダム宣言に規定された軍国主義勢力の永久パーージ（追放）を実行すべく、GHQ は一九四六年一月に公職追放令を発した。（中略）結果的に財界人二、〇〇〇人以上が追放されることになり、「日本水産」の経営陣も追放の対象となった。（中略）一九四七年一月、田村啓三、植木憲吉、蓑田静夫の三名が公職追放の対象となり職を辞すこととなった。代わりに常務の増井進が社長に就任したものの、四八年に増井及び葛城忠男専務取締役、窪井重尾常務取締役、松田繁次監査役の三名も対象となった。増井は集排法^{注 5)} 適用に

注 4) 1945 年に制定された制限会社令により財閥解体と経済民主化を目的に資源の移動や業務執行等を制限された会社。

注 5) 集排法は、経済民主化の地ならしをする目的をもって制定された「過度経済力集中排除法」の

伴う再編成計画を主体となって進めており、さらに当時「日本水産」の生命線であった南氷洋捕鯨遂行に不可欠の存在であったため、「日本水産」は増井の一年間留任を要請し、それが認められたものの、財閥同族支配力排除法により四十九年六月に退任する。

との記述がある（日本水産，2011，pp.179-194）。GHQが大洋漁業や日本水産に対する公職追放を実施する一方で、大洋漁業や日本水産に対する南氷洋捕鯨実施に向けての体制維持への対応は、戦後の厳しい食糧難への緊急対応が必要であるとのGHQの配慮が垣間見える事項でもある。また、『水産庁50年史』にも

46年（昭和21）10月の戦犯追放指令によって水産業団体は特別法B項に指定され、会長、副会長等役員はそれに該当するものとして追放され、日本水産（株）、日魯漁業（株）、大洋漁業（株）などもまた、該当するとされたが追放は50年（昭和25）に解除されるという経過もあった。

とある（『水産庁50年史』刊行委員会，1998，p.61）。これらは戦後の経済民主化政策の柱の1つであった財閥の解体と独占禁止をGHQが日本政府に指示したものであり、内野も「1947（昭和22）年9月に持株会社整理委員会が三井物産、三菱商事の解散を行い、その間戦争協力財界人の公職追放等が実施された」と述べている（内野達郎，1978，pp.33-34）。

前回の役員会から約3か月後の1947（昭和22）年11月14日開催の臨時役員会議事録にある、会員資格を喪失した中部兼市氏を協会の名誉会員に選任し、今後再び会長へ推すことについて本人が了解するとの回答を得たことの記載は、協会の定款第三章会員第五条第三項名誉会員にすることで、定款との整合性を取りながら、会長の席へ戻したいという協会側の強い意図を想起させる。

その後、1947（昭和22）年11月29日開催の臨時役員会議事録には、水産ホーム建設に関して、復興金融公庫からの借入れが不能となったため、自己資金を持って計画することになった資金調整が、大洋、日水は制限会社となったため難しいとの記述がある。戦後の混乱期における資材高騰は、建設予定であった水産ホームの建設予定事業費を上回り、建設会社である大林組の手持資材をやり繰りしてもなお厳しい状況であったことがわかる。この制限会社令は

解体対象企業の自己都合による会社分割を防止し、解体逃れを取り締まるためのものである。制限会社の指定を受けると、動産、不動産、有価証券そのほかの売却や贈与などの権利の移転を生じる行為、および資金借入、預金払戻を受けるような行為には大蔵大臣の許可が必要となり、企業活動は大幅に制限された。

（日本水産，2011，p.179）とあり、大幅に制限された企業活動の中で、水産ホーム建設への何らかの資金協力が難しい状況であったことがうかがえる。また、早速協会会長に復帰

ことで325社が同法の適用を受けた（内野達郎，1978，p.34）。

した中部兼市の就任あいさつには、それを裏付けるように下関の水産業だけではなく、その背後にある大洋漁業の影響を見ることもできる^{注6)}。またその後、中部兼市と伊東猪六は1950(昭和25)年に大洋漁業の社長と専務として復帰している(大洋漁業, 1960, p. 297)。

協会議事録に度々記載のある公職追放は、戦後の日本における民主化を進めるうえでGHQが進めた重要な政策でもあった。そこで戦後の公職追放等に関連する事項と協会等に関する事項についての出来事を、時系列に年表として整理した(表1)。1945(昭和20)年10月の水産統制令廃止の後、制限会社令、公職追放令の発出、集排法制定等次々に制定するとともに、公職追放により財閥系の企業を中心に、次々と経営陣を排除し、徹底的な経済民主化を図り経済民主化を強力に進めている。内野は、GHQから当時の幣原喜重郎内閣に対し戦後の民主化五大制度改革を指令し^{注7)}、そのうち経済民主化の柱を農地改革、労働改革、財閥の解体と独占禁止の3つであると指摘している(内野達郎, 1978, pp. 30-33)。財閥を中心とした戦前の同族支配による経営形態を一掃するための公職追放は、水産会社にも及び、戦前から国内最大の水産会社である大洋漁業の社長でもあった中部兼市氏の協会会長退任は、議事録の記述からすると非常に大きな出来事として協会で受け止められていた状況がわかる。また、大洋漁業の本社が置かれた下関は国内水産業の拠点地でもあり、協会の影響力は下関だけではなく、国内水産業全体への大きな影響力を有していた。そのため、公職追放後も中部兼市の協会会長辞任を保留し、協会の名誉会員として留まらせ、会長復帰に向けた動きを即座に行っていたことがわかる。その一方、大洋漁業が制限会社となったことが、水産ホーム建設の資金調整に大きく影響していることは、従前大洋漁業が協会への様々な支援を行っていたことの裏付けでもあると言える^{注8)}。

なお、協会が発刊した『十年のあゆみ』(下関水産振興協会(1957))、『20周年をむかえて』(下関水産振興協会(1967))、『30年の歩み』(下関水産振興協会(1977))、『50年の歩みと将来展望』(下関水産振興協会(1997))、及び『下関市史・市制施行-終戦』(下関市役所(1983))、『下関市史・終戦-現在』(下関市(1989))には、年表も含めて公職追放に関する記載や、当時の中部兼市会長の、大洋漁業社長を辞職したことによる協会会長辞任の件についての記載は無い。

注6) 戦後の水産五社(大洋、日水、日魯、極洋、日冷)のうち戦後の再建においては大洋漁業が一番早かった(田中宏, 1959, pp.85-94)。

注7) ①婦人参政権の付与②労働者団結権の確立③教育制度の自由主義化④専制政治の廃止⑤経済民主化の推進。

注8) 大洋漁業が協会の会長や理事等の役員派遣を行っていることに加え協会への会費を最も多く支出していた。

表1 公職追放に関連する水産業団体、下関水産振興協会等に係る年表

年次	公職追放等に関連する事項	下関水産振興協会等に関する事項
昭和20年10月	水産統制令廃止	
昭和20年11月	日本政府が制限会社令発出	
昭和21年1月	GHQが公職追放令を発出	任意団体として下関水産振興協会を創立（5月）
昭和21年10月	戦犯追放指令により水産業団体は特別法B項に指定	
昭和22年1月	公職追放令の全面改正により、中央の経済界や言論界、地方の指導層に公職追放対象が広がる 日本水産の田村啓三、植木憲吉、藪田静夫の3名が公職追放の対象となり職を辞す	農林大臣許可を得て社団法人組織に改組織（2月） 下関鮮魚荷主協力を合併（8月）
昭和22年4月	独占禁止法交付、公正取引員会設置	
昭和22年7月	制限会社法の指定により大洋漁業が制限会社となる	
昭和22年8月	大洋漁業の中部兼市社長、中部謙吉、中部悦良副社長、伊東猪六専務ら公職追放	
昭和22年12月	過度経済力集中排除法（集排法）制定	
昭和23年1月	財閥同族支配力排除法の制定	下関水産会館竣工（事務所を水産会館に移転）（12月）
昭和23年2月	集中排除法により大洋漁業、日本水産が指定企業者となる	

出典：内野達郎『戦後日本経済史』、『水産庁50年史』刊行委員会『水産庁50年史』、大洋漁業『大洋漁業八十年史』、日本水産『日本水産百年史』、徳山宣也『大洋漁業捕鯨事業の歴史』より筆者作成

4. 小括

『下関水産振興協会議事録』に見る戦後の水産都市下関の実態について①では、戦後の混乱している状況の中、協会が下関の水産業に係る様々な課題を解決するために法人格を持つ公益団体として、社団法人へ移行するまでの状況等に至る議論の経緯や、下関漁港内に沈船がある状況等について、協会議事録やこれらを通して見えてくる日本政府の水産政策等について検証を行った。本稿ではその続きとして、その後の役員会議事録にあった戦後の日本における経済民主化政策の1つでもあった公職追放の影響が、協会の人事や水産ホームの建設に大きく影響していることを確認した。特に大洋漁業の拠点であった下関は、当時の大洋漁業の中部兼市社長が協会の会長を務めていたこともあり、水産都市下関への影響だけではなく、国内の水産業の再生への影響もあるという危機感が、協会議事録からも読み取れる。

膨大な協会資料を1つずつ紐解いていく作業は、ようやく始まったばかりである。本稿や、今後の議事録検証により水産都市下関の戦後復興過程と、現代の水産業等を始めとした地域産業政策への示唆を深める必要性を再認識しながら、今後の作業を続けることとしたい。

引用・参考文献

- 植田欣次（2025）「敗戦後における水産業統制と中央水産業会の「現地金融」—東京支所を中心に—」
『地方金融史研究』第56巻第1号，地方金融史研究会，pp.1-36.
- 内野達郎（1978）『戦後日本経済史』，講談社，pp.33-39.
- 岸本充弘（2024）「『下関水産振興協会議事録』に見る戦後の水産都市 下関の実態について①」
Journal of Intelligence Science in Local Research 第1巻第1号，下関市立大学先端地域科学研究所，pp.56-66.
- 下関水産振興協会（1957）『十年のあゆみ』.
- 下関水産振興協会（1967）『20周年をむかえて』.
- 下関水産振興協会（1977）『30年の歩み』.
- 下関水産振興協会（1997）『50年の歩みと将来展望』.
- 下関市役所（1983）『下関市史・市制施行-終戦』，pp.295-364.
- 下関市（1989）『下関市史・終戦—現在』，pp.245-309.
- 『水産庁50年史』刊行委員会（1998）『水産庁50年史』，p.61.
- 大洋漁業（1960）『大洋漁業80年史』，pp.296-297.
- 田中宏（1959）『大洋漁業』，展望社，pp.85-94.
- 徳山宣也（1992）『大洋漁業捕鯨事業の歴史』徳山私家版，pp.255-259.
- 日本水産（2011）『日本水産100年史』，pp.178-194.